

薬食発0628第7号
平成25年6月28日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成25年政令第208号。以下「改正政令」という。）（官報号外第138号）が平成25年6月28日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

- 1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。
 - (1) クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
 - (2) クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
 - (3) テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
 - (4) ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
 - (1) 2－（ジエチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤（2－（ジエチルアミノ）エタノール0.7%以下を含有するものを除く。）
- 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
 - (1) 2, 3, 5, 6－テトラフルオロ－4－（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）－（1R, 3R）－3－（2－シアノプロパー1－エニル）－2, 2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6－テトラフルオロ－4－（メトキシメチル）ベンジル＝（E）－（1R, 3R）－3－（2－シアノプロパー1－エニル）－2, 2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6－テト

ラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E Z)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E Z)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有するものに限る。)並びにこれ含有する製剤

4 施行期日

平成25年7月15日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日(平成25年7月15日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年10月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、同日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。
- (2) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりであること。